

あまくさ暮らし観光スクール事業企画運営業務委託業務説明書(仕様書)

1 業務概要

- (1) 業務委託名 あまくさ暮らし観光スクール事業企画運営業務委託
- (2) 履行場所 天草市内
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月26日
- (4) 業務目的

本市では、美しい景勝地や大型レジャー施設等「非日常」に触れる「観光」とは一線を画し、天草ならではの「日常」を体験する「暮らし観光」を、天草の新たな観光スタイルとして促進している。

今年度も引き続き、「まち歩き」「写真」「SNS」をキーワードに、天草で暮らしている若い世代が中心になり、日常に根ざした天草の魅力を“自分ごと”として捉え、参加者自らが積極的に発信していく必要性を認識し、共感しあえる仲間を増やしながらか、「天草の魅力を知り、もっと天草のことが好きになること（シビックプライドの醸成）」「天草を好きで、天草を選んで天草の暮らしに触れる若者を増やすこと（関係人口の増加）」「暮らし観光のコンテンツの創出（市内外での暮らし観光の認知度向上、体制確立）」につなげることを目的とする。

2 業務内容

(1) 「あまくさ暮らし観光スクール」の企画・募集・運営

業務目的に沿って、以下のとおり企画・募集・運営すること。なお、業務の実施にあたっては、現場での運営・進行に必要な人員を派遣すること。

- ① 対象：天草市在住を原則とする20～40代
- ② 定員：20人程度
- ③ 構成：対面方式による「ワークショップ」及び「まち歩き」を行う。
いずれも写真撮影・情報発信を絡めること。
カメラスキルの向上をメインテーマとはしない。
- ④ 頻度：4回の連続講座とし、おおむね1カ月程度の間隔を空けること。
土・日曜日の開催を原則とするが、委託者と協議できるものとする。
- ⑤ 講師：各回1人以上を招聘。同一の講師であるか毎回異なる講師かは問わない。
- ⑥ メディア媒体等の活用支援・分析
効果的なメディア媒体や活用方法を事前分析したうえで、参加者のSNSやあまくさ暮らし観光スクールで管理するメディア媒体（「Instagram」及び「note」）の活用支援を行う。また、活用後の効果分析を行うこと。

- ⑦ アンケート：各回終了後に参加者を対象にした満足度等のアンケート作成・とりまとめを行う。アンケート内容は委託者と協議のうえ決定する。

⑧ 留意事項

スクールの実施にあたっては、参加者同士が天草や自身の未来についての対話が生まれるように工夫すること。

スクール後も、必要に応じて講師や参加者同士がつながりを持てるような雰囲気醸成に努めること。

- ⑨ 制作物：以下の内容について制作し、電子データ（PDF及びai形式）を併せて納品すること。

ア キービジュアル（ロゴ）…「あまくさ暮らし観光スクール」「あまくさ暮らし観光」の２種類（参加者募集までに）

イ スクール参加者募集チラシ…A4両面・フルカラー・200部（参加者募集までに）

ウ まち歩きマップ…A4両面・2つ折り・フルカラー・200部を想定（スクール全日程終了後、令和9年3月26日までに）

エ スクール活動レポート…A3両面・2つ折り・フルカラー…200部（スクール全日程終了後、令和9年3月26日までに）

⑩ 効果検証

参加者のスクール参加前と全スクール参加後における意識の変化や行動の変化について効果検証を行うこと。

⑪ 独自の提案

複数の視点や自社の強みから、独自の代替案がある場合はその旨提案すること。

（２）業務完了後の提出書類

令和9年3月26日までに次の資料を電子データで提出すること

① 委託業務完了届

② 事業実績報告書（委託業務の実施内容が分かる資料等）

3 契約に関する条件等

（１）再委託の制限

受託者は、業務の全部または一部を第三者に再委託や請負をさせてはならないものとする。ただし、委託者に対して事前に書面等により報告し、承諾を得た場合にはこの限りではない。なお、業務そのものではなく、業務の運営進行に関して必要な人材等を受託者が登用するなど、個別の役務の提供をうける場合はこれに含まない。

（２）権利の帰属等

- ① 業務の履行により発生する成果物の所有権や著作権等の諸権利は、原則として委託者に帰属するものとする。
- ② 受託者は、委託者の承諾なく業務の成果物や関係資料等を他に流用することはできないものとする。
- ③ 受託者は、成果物が第三者の著作権等を侵害しないことを保証し、第三者から著作権侵害等を主張された場合の一切の責任は受託者が負うものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱うこととし、業務目的以外の使用や第三者への提供をしてはならない。また、業務に関する情報の漏洩・滅失・棄損等の防止および適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務終了後もこれに同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受託者は業務の履行にあたり、関係法令を遵守するものとする。万一問題が生じた場合は、受託者が責任を持ってこれに対処するものとする。

4 その他

(1) 資料提供

業務履行に必要な資料で委託者が所有しているものについては、適宜受託者に対して提供するものとする。ただし、受託者はこれを業務以外の目的で使用することや、委託者の承諾なく第三者に提供をすることはできないものとする。

(2) 備品提供

業務履行に必要な備品で、委託者が所有しているものについては、適宜受託者に対して貸与するものとする。ただし、受託者はこれを破損および滅失しないよう、取扱いに注意するものとする。

(3) 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない内容については、受託者と委託者が協議して定めるものとする。

(4) この仕様書についての問い合わせ先

天草市観光文化部観光振興課地域観光・プロモーション推進係 花里・楠本

電話：0969-32-6787

メールアドレス：kankou-a@city.amakusa.lg.jp